

平成28年 1月 15日

行動計画（第3回）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成 28年 1月 1日 ～ 平成 30年 12月 31日 までの3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性社員・・・計画期間中に1人以上取得すること
女性社員・・・取得率を80%以上にする

〈対策〉

- 平成 28年 4月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理者を対象とした研修の実施
- 平成 28年 7月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標2：小学校入学前までの子を持つ労働者の短時間勤務制度を導入する

〈対策〉

- 平成 28年 4月～ 従業員のニーズ調査、制度の詳細検討開始
- 平成 28年 7月～ 制度導入
- 平成 28年 7月～ 社内広報誌や説明会による社員への短時間勤務制度の周知

目標3：平成30年1月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デイを設定、実施する。

〈対策〉

- 平成 29年 4月～ 社員へのアンケート調査
- 平成 29年 8月～ 各部署毎に問題点の検討
- 平成 30年 1月～ ノー残業デイの実施
管理職への研修(年2回)及び社内広報誌による社員への周知(毎月)